

別表(第3条、第7条、第9条関係)

1 間接補助事業		2		3		4	5	6	7	8
細事業	内容	間接補助事業者	間接補助対象経費	間接補助率	補助事業者	補助率	重要な変更	その他		
1 産地受入協議会事業	(1)産地受入モデル地区設置事業  (2)産地受入条件整備事業	農業協同組合等	受入体制を早期に整備するモデル地区に設定し、新規就農者の確保育成に必要な活動に要する経費(ただし、200千円/地区を上限とする) 【対象となる経費】 産地継承者募集を目的とした産地PR、就農相談会への参加、産地継承を行う先進地視察、PR素材作成、就農体験ツアーの開催(移住関連事業が活用できない場合に限る)、退職就農者を対象とした技術研修等 ア 研修受入農家が研修生に対して実施する、技術・経営等の研修実施経費(ただし、480千円/研修生(40千円/月/研修生×12か月)を上限とする) イ 新規就農希望者の実践研修及び就農に必要な機械施設等をJA等が整備する経費(ただし、6,500千円/地区を上限とする) ウ 新規就農者等の共同作業場として活用することを目的としたJA等所有の遊休施設の改修、簡易な施設の設定等に要する経費(ただし、1,500千円/地区を上限とする) エ 新規就農者等が賃借するまでの間、生産者グループ等が行う優良園を維持管理する経費(ただし、実施面積につき、梨400千円/10a、柿・ぶどう200千円/10a) オ 新規就農者等が賃借するまでの間、生産者グループ等が行う、立地条件の良い優良農地等の維持管理、ほ場条件の改善等に要する経費(ただし、500千円/100a/地区を上限とする) 【対象となる管理作業】 耕うん、除草、排水対策、防風樹、畑かん施設の立上げ、地力増進作物や有機物、障害物除去等	10/10	市町村	1/2	本補助金の増額	ビニールハウスの農業保険等の農法(昭和22年法律第185号)に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した場合、園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等への加入に努めるものとする。		
2 新規就農者等受入準備支援事業	(1)優良果樹園の維持管理  (2)優良農地の受入条件準備	農業協同組合等		10/10		1/2				